

「障害のある人もない人も 共に暮らしやすい千葉県づくり条例」

令和5年度 広域専門指導員等活動報告書

千 葉 県

は じ め に

障害のある人に対する差別をなくすとともに理解を広げ、誰もが暮らしやすい社会をつくることを目的とした「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（以下「障害者条例」という。）」が、全国に先駆けて平成19年7月に施行されてから、令和6年7月に18年目を迎えました。

障害者条例では、差別の解消に向けた「個別事案解決の仕組み」として、障害者の差別に関する個別相談に対し、障害保健福祉圏域ごとに広域専門指導員という専門相談員を配置し対応しています。

この報告書は、令和5年度における広域専門指導員の活動実績をまとめたもので、個別事案に対し、数値だけでなく具体的な対応事例を示し、どのような調整活動を行っているのかについて概説しています。

また、個別の相談対応だけでなく、障害のある人に対する理解を広げる活動として、広域専門指導員が店舗や事業者等へ出向き、障害者条例等の周知活動を行っており、その活動状況や今後の課題についてもまとめております。

令和3年5月に改正された障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行され、法においても民間事業者に合理的配慮の提供が義務化されたので、民間事業者に対して障害のある人への理解が更に広がるよう今後も社会全体の取組として、差別をなくし必要な配慮が提供されるよう行政はもちろん、企業、団体、個人などすべての県民が力を合わせ、障害のある人の日常生活や社会生活における様々な障壁を取り除き、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりを目指します。

目 次

はじめに

I	「個別事案を解決する仕組み」の実施体制	1
1	相談体制	1
2	相談活動の流れ	3
II	相談活動の実績	4
1	障害者条例の相談窓口での受付状況	4
2	相談分野別取扱件数	4
3	千葉県における障害種別の障害者数・割合と相談取扱件数	5
4	相談分野と障害種別との関係	6
	（1）相談分野からみた相談状況	6
	（2）障害種別からみた相談状況	6
5	相談分野と性別・年代別との関係	7
6	障害保健福祉圏域別相談件数	8
7	相談者別取扱件数	9
8	初回相談方法別取扱件数	10
9	相談経路別取扱件数	10
10	地域相談員や他機関との連携状況	11
11	相談態様別活動状況	12
III	相談事例からみた相談活動の状況	13
1	身体障害に関する相談事例	13
2	精神障害に関する相談事例	14
3	知的障害に関する相談事例	16
参考	障害のある人への配慮や対応施設に関するマーク	18

IV	その他の活動状況	2 1
1	広域専門指導員等連絡調整会議の開催	2 1
2	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり のための周知活動	2 3
V	今後の課題	2 5
1	障害者差別解消法に基づく市町村地域協議会との連携	
2	障害者差別解消法及び千葉県障害者条例についての周知活動	
3	地域相談員と広域専門指導員との連携	
4	相談員の資質向上	
VI	年度別相談受付状況	2 6
1	相談分野別取扱件数	2 6
2	障害種別取扱件数	2 7
3	障害保健福祉圏域別取扱件数	2 8

参考資料

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	2 9
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	3 9
障害者の雇用の促進等に関する法律（抜粋）	4 7

I 「個別事案を解決する仕組み」の実施体制

1 相談体制

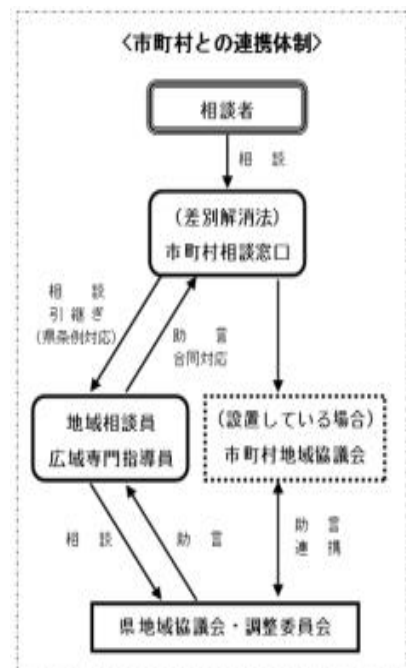
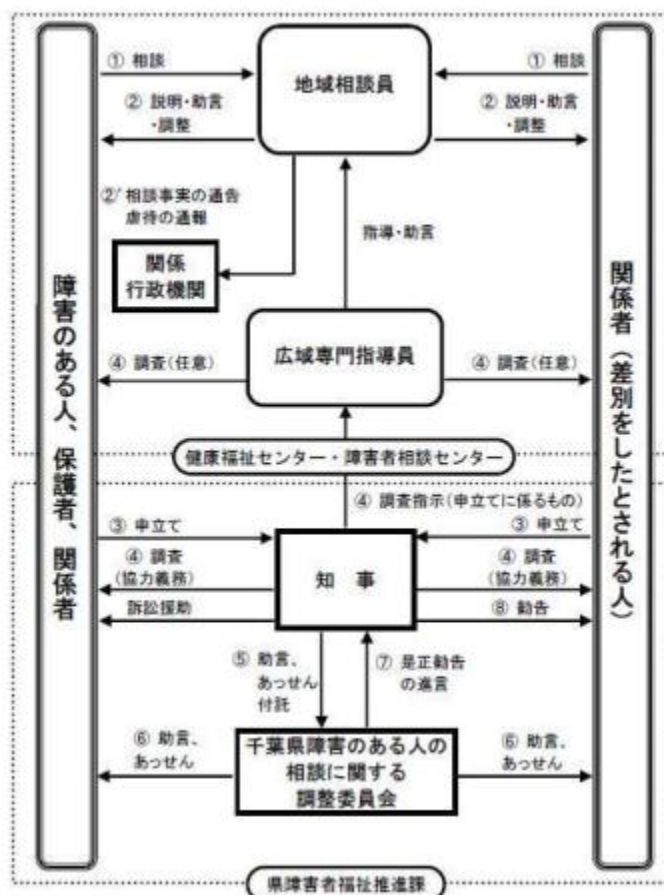
障害者条例における個別事案を解決する仕組みは、身近な相談役として委嘱した県内494人の地域相談員と、相談活動を総括する16人の広域専門指導員の地域に密着した相談活動及び、知事の附属機関として設置された「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」（以下「調整委員会」という）による助言・あっせんと重層的な仕組みとなっている。（図1）

また、県障害者福祉推進課共生社会推進室の職員が、各地域の相談活動のバックアップや、「調整委員会」の事務局としての事務を所掌し、県民からの相談は、広域専門指導員の配置機関と県障害者福祉推進課共生社会推進室に専用相談電話を設置しているほか、FAXや電子メールによる受け付けも行っている。

さらに、障害者差別解消法により設置された市町村の相談窓口の求めに応じ、て助言等を実施するほか、事案に応じ適宜連携を図り対応した。

なお、相談の受付時間は、休日・年末年始を除き、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとしている。

図1 個別事案解決の仕組み



(1) 圏域別地域相談員委嘱状況 (令和6年1月4日現在)

圏域	人数	圏域	人数	圏域	人数
千葉	70	野田	13	夷隅	16
船橋	19	印旛	60	安房	27
習志野	26	香取	21	君津	32
市川	23	海匝	28	市原	29
松戸	35	山武	36		
柏	26	長生	33	合計	494

(2) 広域専門指導員の配置状況 (令和6年3月31日現在)

圏域	配置機関	圏域内市町村
千葉	中央障害者相談センター	千葉市
船橋	中央障害者相談センター 船橋分室	船橋市
習志野	習志野健康福祉センター	習志野市、八千代市、鎌ケ谷市
市川	市川健康福祉センター	市川市、浦安市
松戸	松戸健康福祉センター	松戸市、流山市
柏	東葛飾障害者相談センター	柏市、我孫子市(※)
野田	野田健康福祉センター	野田市
印旛	印旛健康福祉センター	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取	香取健康福祉センター	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匝	海匝健康福祉センター	銚子市、旭市、匝瑳市
山武	山武健康福祉センター	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、 芝山町、横芝光町
長生	長生健康福祉センター	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、 長柄町、長南町
夷隅	夷隅健康福祉センター	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房	安房健康福祉センター	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津	君津健康福祉センター	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原	市原健康福祉センター	市原市

※ 柏圏域の相談窓口である東葛飾障害者相談センターは、我孫子市内にあるため、相談者の利便性から、我孫子市内の相談は柏圏域の相談窓口で受け付けることとしている。

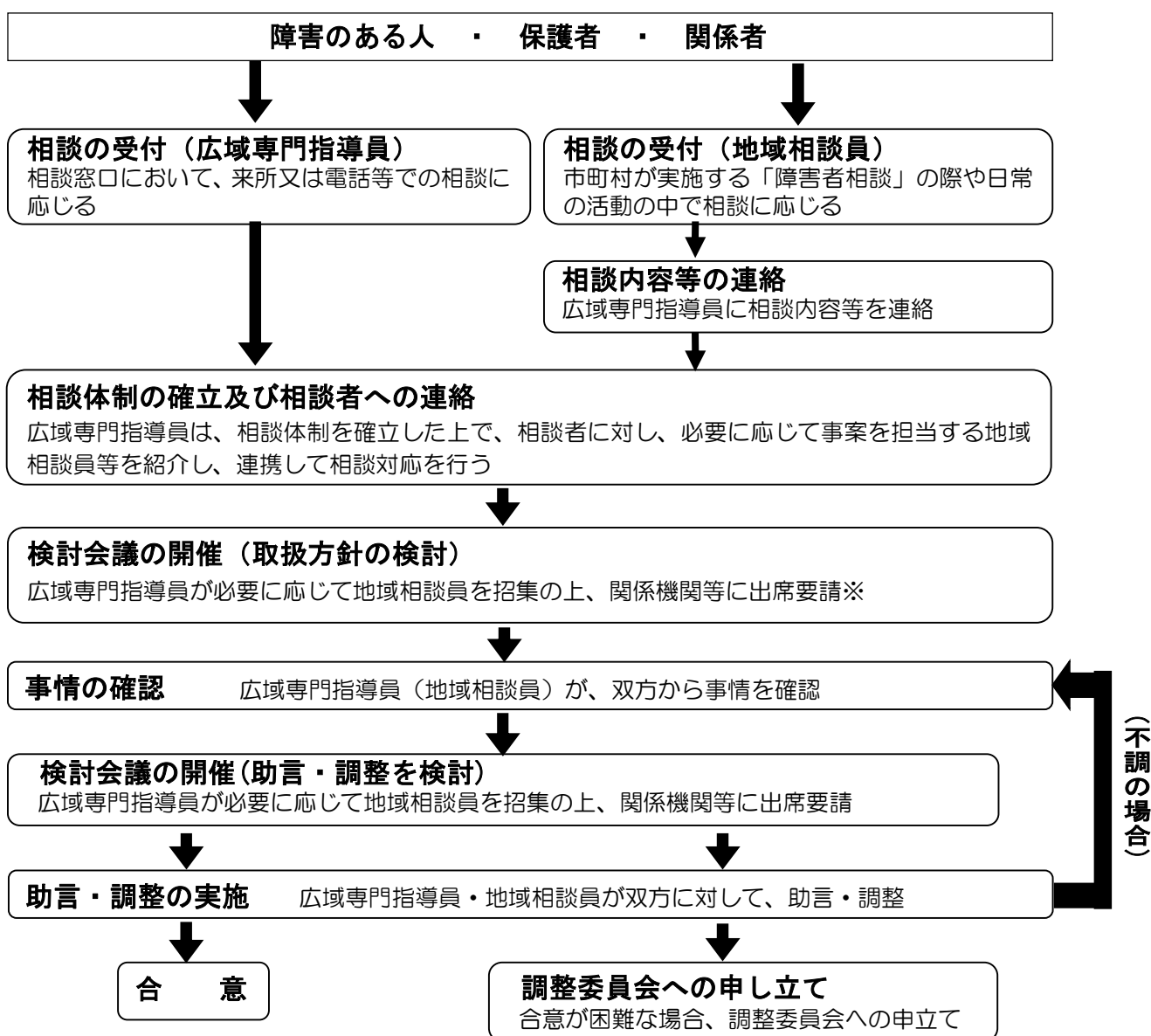
2 相談活動の流れ

地域相談員及び広域専門指導員は、図2に示すとおり、「相談の受付」、「相談体制の確立及び相談者への連絡」、「検討会議の開催（取扱方針の検討）」、「事情の確認」、「検討会議の開催（助言・調整を検討）」、「助言・調整の実施」、「合意（相談活動の終結）」の流れに従い活動している。

なお、円滑な相談活動を確保するために、圏域内で受け付けたすべての相談事案は、一旦、広域専門指導員のもとに集約し、優先度や緊急度を個別に判断しながら相談活動を実施している。

A

図2 相談活動の流れ



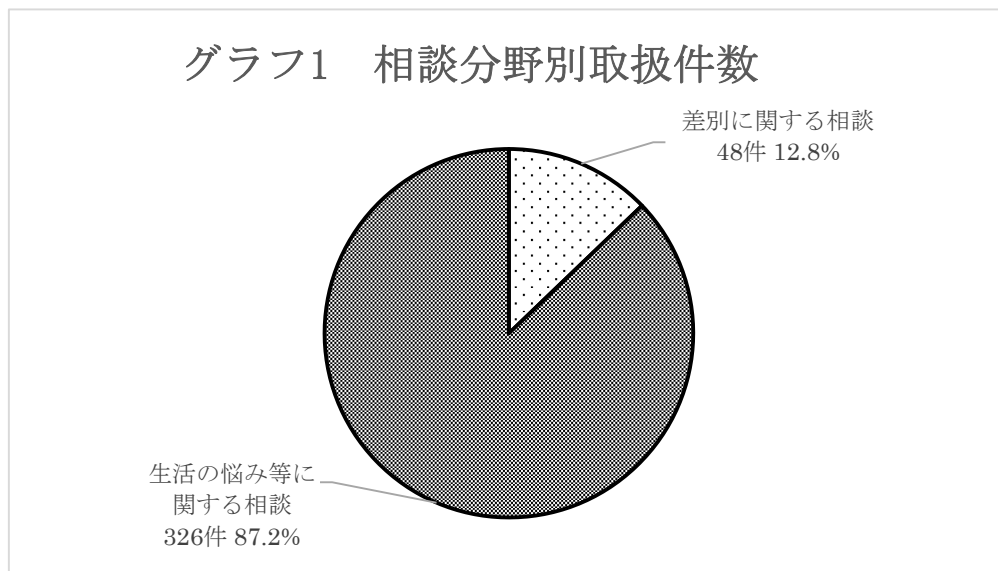
※匿名の相談に対しても取扱方針を決める検討会議までは対応

Ⅱ 相談活動の実績

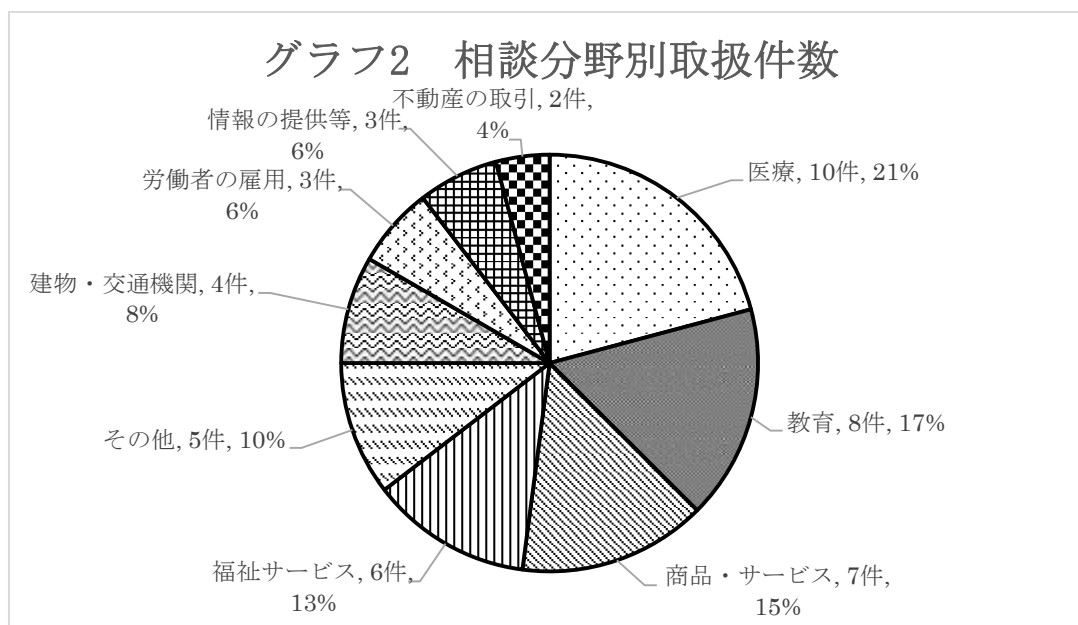
1 障害者条例の相談窓口での受付状況

令和５年４月１日から令和６年３月３１日までに障害者条例の相談窓口
寄せられた相談は、３７４件であった。

相談３７４件のうち、差別に関する相談に該当するものは４８件で、全体の
１２.８％であった。この４８件について、以下のとおり分析を行った。



2 相談分野別取扱件数



（注）複数の分野にまたがる相談については、主な相談分野で計上している。

（注）その他には、虐待に関する相談や家族、近隣住民等から受けた差別相談を計上している。

〔概況〕

障害者条例第２条第２項各号に規定している差別の分野別に整理したところ、「医療」が１０件（２１％）と最も多く、次いで、「教育」が８件（１７％）

となっている。

なお、「その他」5件（10％）には、家族等から差別的な言動を受けたといった相談や、虐待が疑われる相談が含まれている。

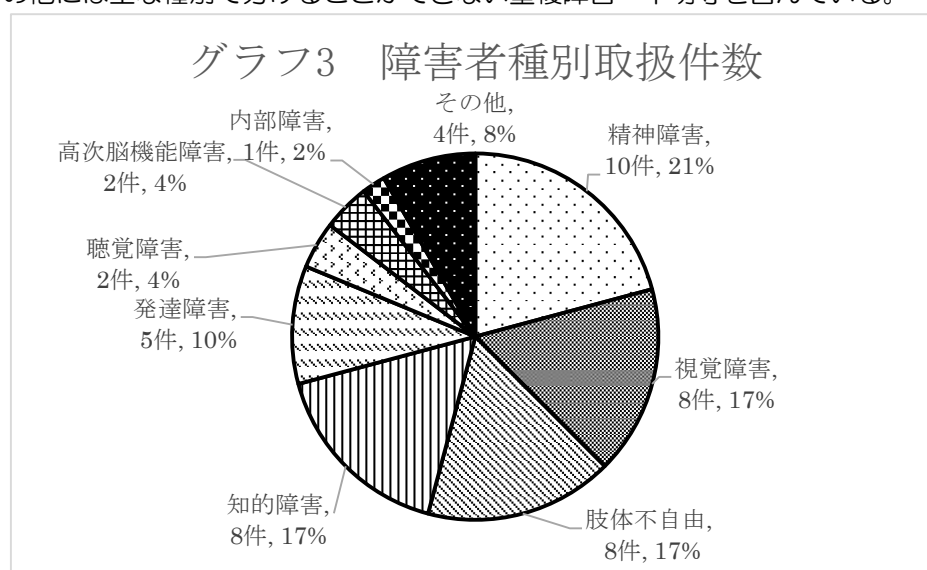
3 千葉県における障害種別の障害者数・割合と相談取扱件数

障害種別	障害者数	割合	相談件数	割合
視覚障害	11,147	3%	8	17%
聴覚障害	13,564	4%	2	4%
言語等障害	2,608	1%	0	0%
肢体不自由	84,296	24%	8	17%
内部障害	66,268	19%	1	2%
（身体障害合計）	（177,883）	（51%）	（19）	（40%）
知的障害	48,224	14%	8	17%
精神障害	122,378	35%	10	21%
発達障害	—		5	10%
高次脳機能障害	—		2	4%
その他			4	8%
合計	348,485	100%	48	100%

（注）障害者数は、身体障害及び知的障害については手帳保持者数、精神障害については在院患者数と障害者自立支援医療の受給者数の合計。時点は、令和6年3月末（ただし、在院患者数は令和5年6月末）。

（注）発達障害及び高次脳機能障害のある人の数については、手帳制度のように行政において把握する方法がないため、計上していない。

（注）その他には主な種別で分けることができない重複障害・不明等を含んでいる。



〔概況〕

障害者数では、精神障害のある人が最も多く、相談取扱件数では「精神障害」が21%と最も多い。

4 相談分野と障害種別との関係

相談分野別と障害種別ごとに相談件数を分類すると下表のようになる。

	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	(身体小計)	知的	精神	発達	高次脳	その他	不明	計
福祉	0	0	0	1	0	(1)	0	3	2	0	0	0	6
医療	2	0	0	1	0	(3)	1	0	1	2	3	0	10
商・サ	3	0	0	3	0	(6)	1	0	0	0	0	0	7
雇用	0	0	0	0	0	(0)	1	1	0	0	1	0	3
教育	0	1	0	2	0	(3)	3	1	1	0	0	0	8
建・交	2	1	0	1	0	(4)	0	0	0	0	0	0	4
不動産	0	0	0	0	0	(0)	0	2	0	0	0	0	2
情報	1	0	0	0	0	(1)	0	2	0	0	0	0	3
虐待	0	0	0	0	0	(0)	1	1	1	0	0	0	3
その他	0	0	0	0	1	(1)	1	0	0	0	0	0	2
計	8	2	0	8	1	(19)	8	10	5	2	4	0	48

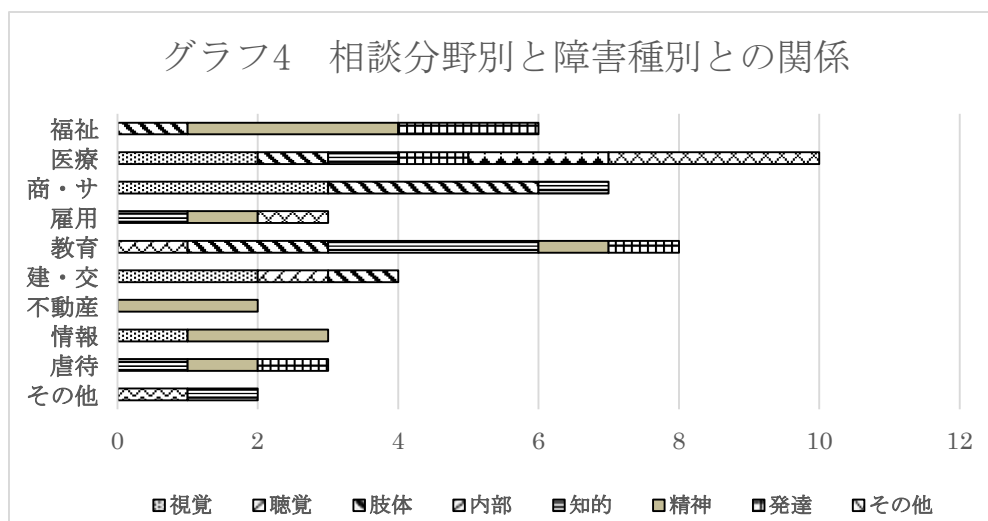
〔概況〕

(1) 相談分野からみた相談状況

最も相談の多い「医療」は10件で、身体障害の人からの相談が3件であった。次いで相談の多い「教育」は8件で、身体障害のある人からの相談が3件で最も多い。

(2) 障害種別からみた相談状況

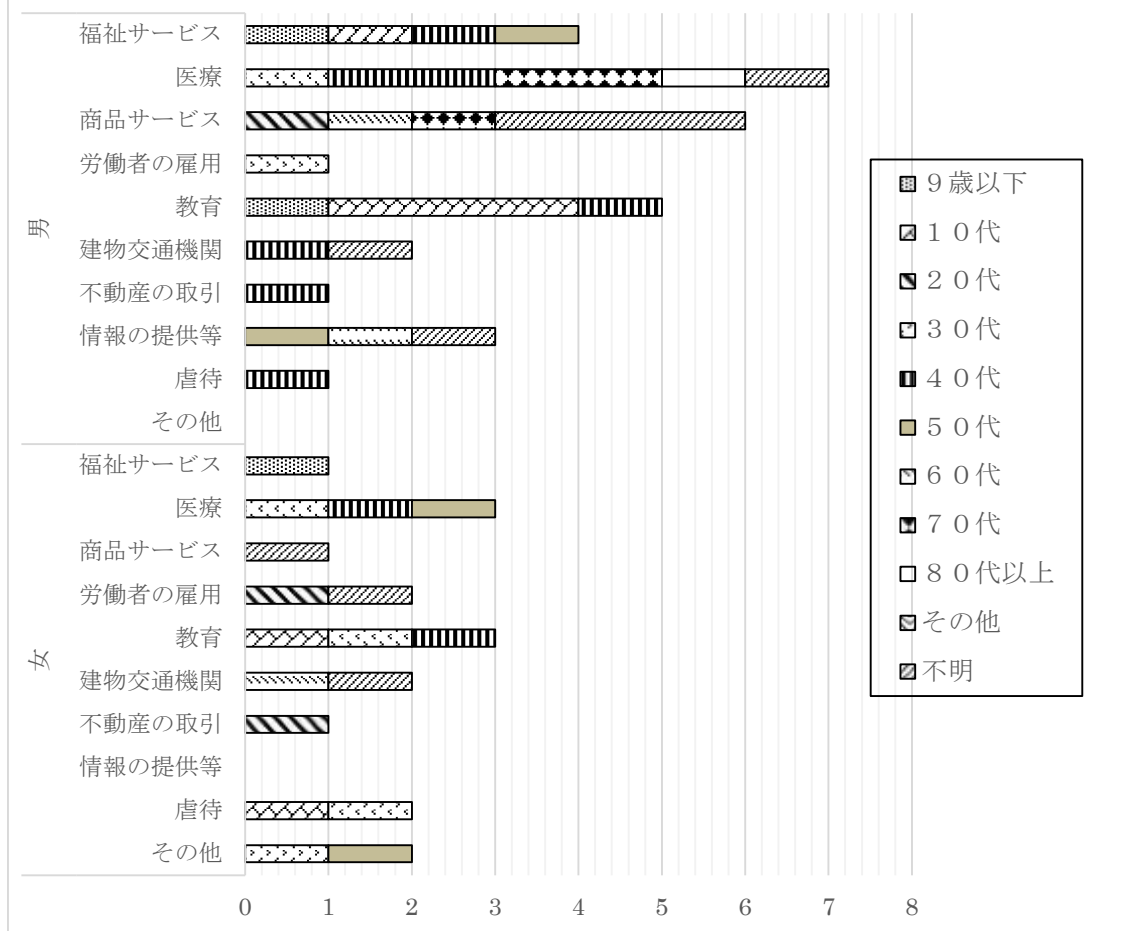
最も多い相談者は、「精神障害のある人」からで、10件のうち「福祉サービス」が3件と最も多かった。「身体障害のある人」からの相談19件のうち「商品・サービス」が6件と最も多かった。



5 相談分野と性別・年代別との関係

		福祉サービス	医療	商品サービス	労働者の雇用	教育	建物交通機関	不動産の取引	情報の提供等	虐待	その他	計
男	9歳以下	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	10代	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	4
	20代	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	30代	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	40代	1	2	0	0	1	1	1	0	1	0	7
	50代	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	60代	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2
	70代	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	80代以上	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明	0	1	3	0	0	1	0	1	0	0	6
男計		4	7	6	1	5	2	1	3	1	0	30
女	9歳以下	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	10代	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
	20代	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
	30代	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1	4
	40代	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	50代	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	60代	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	70代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	80代以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	3
女計		1	3	1	2	3	2	1	0	2	2	17
性・年齢その他		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計		6	10	7	3	8	4	2	3	3	2	48

グラフ5 相談分野と性別・年代別との関係



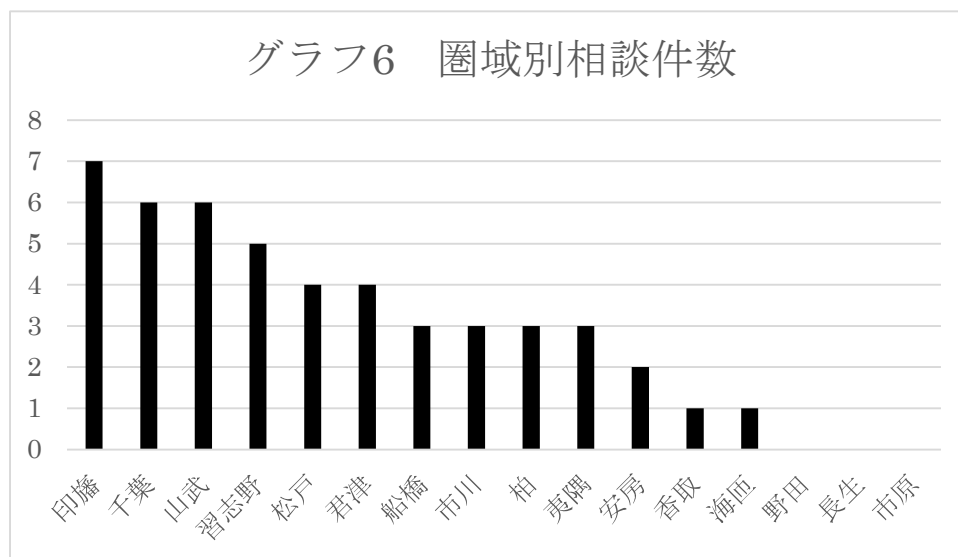
〔概況〕

性別で分類すると、「男性」が30件（63%）、「女性」が17件（35%）、
「性・年齢その他」が1件（2%）であった。

性別から相談状況をみると、男性は「医療」の相談が7件（23%）と最も多かった。女性は「医療」、「教育」が3件（18%）で最も多かった。

6 障害保健福祉圏域別相談件数

千葉	6	松戸	4	香取	1	夷隅	3
船橋	3	柏	3	海匝	1	安房	2
習志野	5	野田	0	山武	6	君津	4
市川	3	印旛	7	長生	0	市原	0
(注) 事案の対応をした圏域でカウントした。							総合計
							48

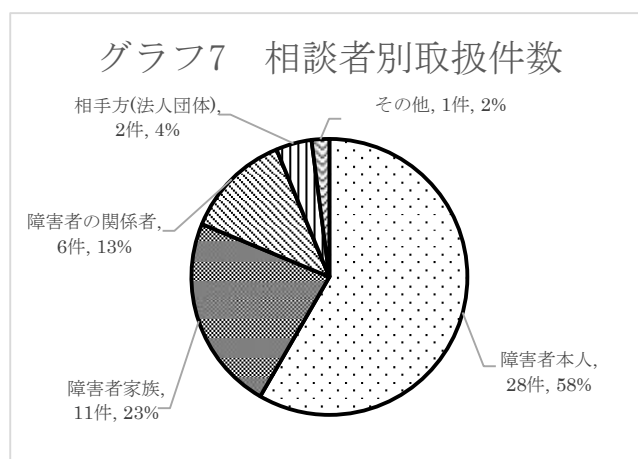


〔概況〕

圏域別に整理すると、印旛圏域が7件と最も多く、次いで千葉・山武圏域6件であった。

7 相談者別取扱件数

相談者種別	件数
障害者本人	28
障害者の家族	11
障害者の関係者	6
相手方（個人）	0
相手方（法人団体）	2
その他	1
総合計	48



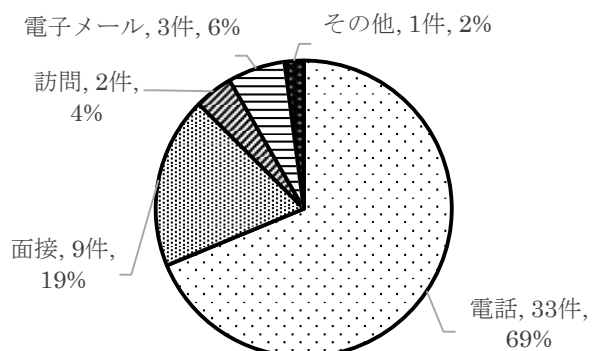
〔概況〕

相談者別に整理すると、障害者本人からの相談が28件（58%）と最も多く、次いで障害者の家族からの相談が11件（23%）、障害者の関係者からの相談が6件（13%）となっている。

8 初回相談方法別取扱件数

相談方法	件数
電 話	33
面 接	9
訪 問	2
電子メール	3
FAX	0
その他	1
総合計	48

グラフ8 相談方法別取扱件数



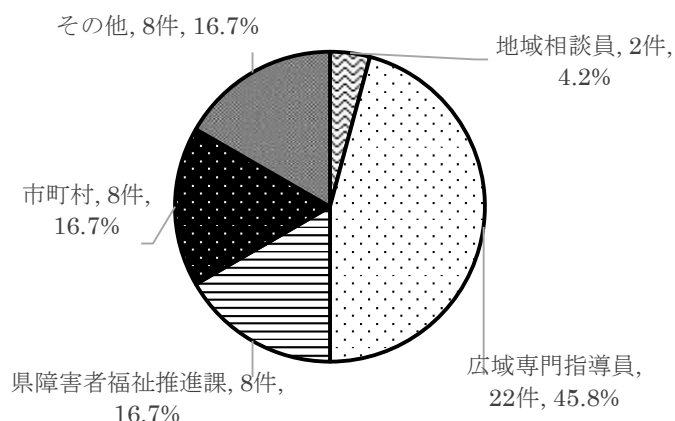
〔概況〕

相談者の初回相談方法別に整理すると、相談者から電話による相談が33件（69%）と最も多く、次いで、面接による面接相談が9件（19%）となっている。

9 相談経路別取扱件数

相談経路	件数
地域相談員	2
広域専門指導員	22
県障害者福祉推進課	8
市町村	8
その他	8
総合計	48

グラフ9 相談経路別取扱件数

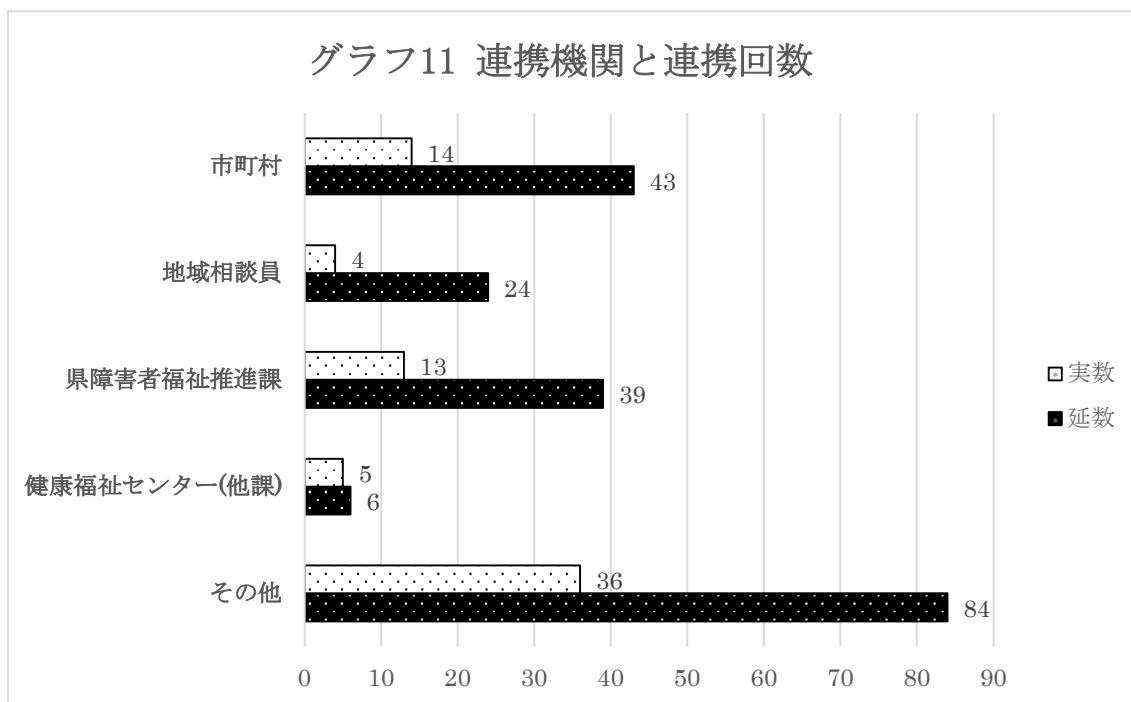
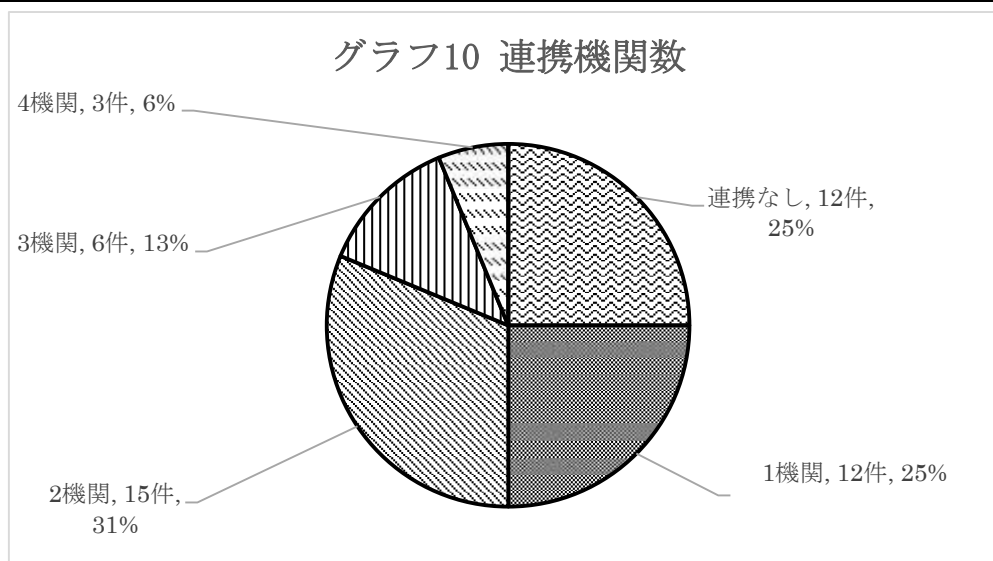


〔概況〕

相談経路別に整理すると、広域専門指導員が最初に相談を受けたケースが22件（46%）と最も多い。

10 地域相談員や他機関との連携状況

他機関との連携の有無（件数）		1つの事例に対する連携機関の数（機関数）	
連携なし	12	1機関	12
連携あり	36	2機関	15
		3機関	6
		4機関	3
		5機関以上	0
合計	48		36



〔概況〕

令和５年度に相談のあった４８件のうち、広域専門指導員が相談活動を進めていく中で、連携を図った機関等について整理した。

広域専門指導員が地域相談員や他機関と連携したものは、３６件（７５％）で、そのうち最も多いのが２機関との連携が１５件（３１％）、次いで１機関との連携が１２件（２５％）、３機関との連携が６件（１３％）となっている。

これは、障害者条例相談の問題の解決に当たっては、単に差別をしたとされる相手方との調整だけでなく、相談者を取り巻く関係機関との調整も必要とされることや、複数の関係機関が連携を図りながら対応していることを示している。

連携している機関等とその連携回数については、グラフ １１ のとおりその他が３６件と最も多く、次いで市町村が１４件となっている。

地域相談員に直接相談が寄せられる件数は少ないが、相談の問題解決にあたっては、広域専門指導員は地域相談員の個々の専門性を考慮した上で協力を依頼し、両者が協働して活動を行っている。

１ １ 相談態様別活動状況

相談態様	令和５年度			終結時の結果	
	件数	活動回数	平均回数	合意	不調
(1)相手方への調整	29	327	11.3	22	7
(2)情報提供・助言	6	45	7.5	6	0
(3)関係機関へ引継	7	113	16.1	4	0
(4)状況聴取	4	34	8.5	4	0
(5)地域活動中	2	7	3.5	-	-
令和５年度合計	48	526	11.0	36	7
令和４年度継続事例	3	103	34.3	1	2
合 計 ※	51	629	12.3	37	9

（注）前年度からの引継ぎ事例３件を含む

（注）不調には助言及びあっせんの申立てとなった事案も含まれている。

（注）件数には虐待案件も含んでいるが、虐待を認知した場合、関係機関へ情報提供、関係機関へ引き継ぐ事となっており、終結時の結果欄、合意か不調かは判断できないため、虐待件数３件と地域活動中の２件は計上していない。

〔概況〕

令和５年度においては、年度内に相談のあった４８件のほか、令和４年度から引き継いだ３件を含めた計５１件について、延べ６２９回の相談活動を実施した（ここでいう相談活動とは、電話相談や訪問等による面接相談、関係機関に繋げるための連絡調整、当事者間に入り問題解決を行う調整活動等、広域専門指導員が行う活動を指す。）。

なお、令和４年度から継続した事例３件を除く４８件を相談態様別に整理す

ると、相手方への調整活動を行った事例が29件（60.4%）と最も多く、そのうち終結時に相談者が合意した事例が22件となっており、調整活動を行った約8割の相談者は納得され対応を終えられている。次いで、関係機関に引き継いだ事例が7件（14.6%）、相談者への情報提供・助言を行い終結した事例が6件（12.5%）、相談者の意向等により話を聞いたのみの事例（「状況聴取」）が4件（8.3%）、令和6年度に継続した事例が2件（4.2%）となっている。

Ⅲ 相談事例からみた相談活動の状況

第Ⅲ章では、令和5年度にどのような相談が寄せられたか、それに対し、どのように活動して解決してきたのかを、身体・精神・知的の3つの障害に関する相談に分け相談事例を整理した。

なお、事例は、個人情報の保護の観点から、実際のものを基に再構成している。また、文章中の「本人」とは、事例の障害当事者のことを指している。

1 身体障害に関する相談

【事例1】買い物の際、店舗に配慮を求めたが対応してもらえなかった。

【相談者】本人（視覚障害）

【相談の内容】

視覚障害のある相談者が、初めて買い物に行った店舗の店員に同行を求めた。店舗内のスーパーでの買い物後、カード発行の手続きのため窓口に行くことになったが、スーパーでの買い物終了以降は同行がなかったため困った。また、カード発行にあたり、申請書の記入が必要だったが、カード発行の窓口を担当していたカード会社の職員から、家族以外の代筆が認められないと言われたためカードを発行することが出来なかった。ガイドヘルパーによる代筆を認めてほしい。

【対応と結果】

- 1 広域専門指導員は店舗を訪問し、相談者からの相談内容と障害者差別について説明した。
- 2 店舗からは、店員の同行については、急な来店となると店員を配置することが出来ないが、事前連絡があればスタッフを配置したい、その場合は1時間程度の同行が可能であると説明があった。今回は相談者から事前の連絡がなく、店員に制約時間があったため、買い物終了後の同行ができなかった。
- 3 カード発行の手続きはカード会社が実施している。店舗からカード会社に確認したところ、ガイドヘルパーによる代筆が認められた。
- 4 相談者に対し、広域専門指導員と事業者の話し合いの結果を報告したところ相談者は事業者からの説明を了解し、調整活動の終了について了解したため終結した。

【事例２】幼稚園に駐車場の配慮を求めたが断られた

【相談者】本人（身体障害）

【相談の内容】

相談者の娘が通う幼稚園で開催される運動会を参観する予定だが、指定の駐車場が園から約１０分と相談者には移動が難しい距離だったため、近くの駐車場に駐車させてほしい旨の配慮を申し出たが断られた。

【対応と結果】

- 1 相談者は市役所の窓口から広域専門指導員を紹介され相談した。
- 2 広域専門指導員は園を訪問し、相談者からの相談内容を説明し、状況確認を行った。
- 3 相談者に障害があり、配慮が必要なことは理解しているが、相談者にのみ園近くの駐車場の使用を許可することはほかの人にとって不平等になると考えている。園近くの駐車場には余裕があったが、この場所は運動会準備のために早朝から来園する役員のために残していた。園として、障害のある園児に対しての配慮はするが、保護者は対象外と考えているとのことだった。
- 4 広域専門指導員は、障害者差別解消法について説明した。障害のある人に対する合理的配慮の提供は義務であり、園近くの駐車場には余裕があるにも関わらず、障害により歩行に困難をきたす相談者に対し、配慮の申出を断ることは障害者差別に当たる可能性があることを説明した。
- 5 園は今後、相談者から駐車場の配慮を求められた場合の対応について、広域専門指導員からの説明を踏まえ改善を図ると述べた。
- 6 広域専門指導員は同市教育委員会を訪問し、事例の報告と、市内の幼稚園長に対する解消法の周知依頼をした。
- 7 同市教育委員会は事例の報告を受け、幼稚園長のみならず、小中学校長の会議等でも本事例を伝え、障害者差別解消法について周知を図りたいと述べた。
- 8 広域専門指導員は相談者に園との話し合いの結果及び教育委員会からの障害者差別解消法の周知について報告したところ、相談者は広域専門指導員からの説明内容等に了解したため終結した。

2 精神障害に関する相談

【事例３】医療機関の証明書の受け取り方法について配慮が足りない

【相談者】本人

【相談の内容】

入院・通院していた医療機関の入院証明書及び通院証明書が必要となった。本人確認のため、一度来院する必要があると言われたが、てんかんにより外出することが出来ない。また、付き添いを頼むことも難しい。郵送で対応してほしい旨医療機関に伝えたが断られた。合理的配慮に欠けているのではないか。

【対応と結果】

- 1 広域専門指導員は医療機関に連絡し、相談者からの相談内容を伝えた。

- 2 医療機関担当者は、相談者とは何度も連絡を取っている。書類の内容によっては医師の所見が必要なこともあり、その場合、来院が必要となることもある。来院できない方には郵送での対応もしているが、書類の内容を確認しないことには郵送での対応が可能かわからないため、書類を医療機関に郵送して欲しいと伝えているが、相談者は一回で済ませようとしている。
- 3 広域専門指導員は相談者に医療機関からの回答内容を伝えた結果、相談者がこれ以降は医療機関に自ら連絡し対応するとのことで終結した。

【事例4】地域活動支援センターの職員から「太った」と言われ傷ついた

【相談者】 本人

【相談の内容】

本人が利用する地域活動支援センターの職員からしつこく「太った」と言われ傷ついた。

太ったと発言した職員を注意してほしいと思い、本人がセンター長に相談したところ、センター長は本人の話に理解を示してくれたが、数日後には本人がセンター長に話した内容は事実ではなかったことになっていた。

その後、地域活動支援センターを利用した際、太ったと発言した職員から問題児が来たというような対応をされて傷ついた。

【対応と結果】

- 1 広域専門指導員は地域活動支援センターへ連絡し、本人からの相談内容を伝えた。
- 2 地域活動支援センターからは、本人の言っていることに事実とは異なる部分が多く、本人のことを心配して言ったことも本人がそのように受け取らないとの話があった。
- 3 広域専門指導員は、障害者条例では相談のあった事案について、話し合いによる解決を目指していることを説明した上で、地域活動支援センターに本人と話し合う機会を設けることを提案した。
- 4 広域専門指導員と地域活動支援センターとの電話内容を確認したいとのことで本人から連絡があった。広域専門指導員は、本人と地域活動支援センターで話し合う機会を設けるよう提案したことを伝えた。
- 5 その後、再度本人から広域専門指導員に連絡があった。本人は地域活動支援センターに連絡したが、担当者が不在だった。折り返しの連絡を依頼したものの、連絡がなく、施設は本人をその程度にしか思っていないとわかった、この件はこれで終わりにしたい、広域専門指導員への相談も終わりにするとの話があり、その後も本人から広域専門指導員に連絡はないため、終結した。

3 知的障害に関する相談

【事例5】 障害を理由に医療機関の受診を断られた。

【相談者】 本人（知的障害）が入所している施設の職員

【相談の内容】

粉碎骨折により入院治療を必要とする可能性のある知的障害のある本人が、診断を受けた医療機関から紹介された医療機関を受診しようとしたところ断られた。

【対応と結果】

- 1 相談者は市役所の相談窓口相談した。相談者が条例相談窓口への相談を希望したため、市役所の相談窓口は相談者に条例相談窓口の連絡先を伝えた。
- 2 相談者からの連絡を受け、広域専門指導員は本人が入所している施設を訪問し、詳細を聞き取った。本人は転倒し骨折、転倒後に当番医を確認し連絡するも2か所の医療機関に断られ、3か所目の医療機関を受診することが出来た。診察の結果、入院治療を要する可能性があるため紹介状を貰った。紹介された医療機関（以下、A 医療機関）に行くと、受付で医師と電話で話すよう言われた。医師の話し方から、診察できないと言われているように感じ、A 医療機関を受診せず、離院した。
- 3 広域専門指導員は A 医療機関の希望により、A 医療機関にメールにて状況確認を実施した。医師は障害を理由に断ることはしておらず、電話で話しているうちに帰ってしまったと認識しているとのこと。本人の入院管理が可能か否かの判断を担当医師のみで瞬時にすることは難しく、診察の結果、手術となった場合は同意が必要だが、本人は重度障害であり、親の同意が必要なため、親の同席について連絡するよう施設担当者に伝えた。保存的治療となった場合は、他医療機関での治療も可能である旨伝えた。障害のある方の入院については、本人が環境の変化に対応できず、本人にとって不利益になることがあるため、不利益にならないよう、関係者から聞き取り等をした上で、障害のある人が入院する際は合理的配慮をし、障害のある人もない人も安心・安全な医療が受けられるように配慮するとのことだった。
- 4 広域専門指導員は本人が入所している施設に訪問した。本人が入所している施設より、市役所への相談後、県の窓口相談した理由は、県であればA医療機関の対応について指導してくれるものと思っていたからであるとの話があった。A医療機関とのやりとりを報告すると、相談者は A 医療機関の説明について了解した上で、今後は、施設利用者が施設所在地域にある A 医療機関を安心して受診できるようになってほしいとの話があった。
- 5 相談者から今後は施設利用者が A 医療機関を安心して受診できるようになってほしいとの話があったため、広域専門指導員は周知活動の際、A医療機関を訪問し、持参した啓発物をよく確認するよう伝えたところ、A 医療機関担当者が了解した。相談者はA医療機関からの説明については了解しているため、終結とした。

【事例6】放課後児童クラブに通う息子が障害を理由に退所を迫られている。

【相談者】家族

【相談の内容】

知的障害の息子が通っている学童から、おもらしや自傷行為により指導に手がかることを理由に退所を迫られている。相談者は学童の実施主体である市役所の担当課からこの状況を聞き不安を募らせている。学童の利用を継続したい、人手が足りない場合は市役所から人員を増やす等の支援をしてほしい。話し合いの場を持ってほしいと要望したことも断られた。

【対応と結果】

- 1 県障害者福祉推進課に相談者から、学童と学童実施主体である市役所から差別を受けたとの相談があったため、広域専門指導員に対応を依頼した。
- 2 広域専門指導員が相談者に相談内容を確認した上で、市役所の担当課を訪問した。
- 3 当該児童クラブの指導員から対応に苦慮している話は市役所に届いている。実際に対応困難かどうかの判断は学童の意見を聞くことになっており、この声は市役所として考慮せざるを得ない。今後の息子の処遇について、結論は出ておらず、検討中である。市役所としては、相談者の息子が学童の利用が継続できる方法を模索している。相談者から話し合いを断られたことはあるが、相談者からの話し合いを拒否したことはないとの話があった。
- 4 広域専門指導員は相談者の息子の今後について決定するにあたり正当な理由の有無が重要であることを説明した。
また、正当な理由は客観的に見てやむを得ないと言える場合であり、正当な理由がある場合は丁寧に説明する必要があること、相談者と話し合うことが必要であることを伝えた。
- 5 広域専門指導員が相談者に連絡し、市役所からの回答内容や広域専門指導員から市への助言内容を報告した。相談者は市役所及び学童で息子が継続利用できる方法を模索していることがわかったため、市役所及び学童の対応について了解し、終結した。

参考：障害のある人への配慮や対応施設に関するマーク

 【障害者のための国際シンボルマーク】 所管：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 障害のある人が利用できる建物、施設であることを表す世界共通のマーク。障害の種類や程度にかかわらず、全ての障害のある人を対象としている。	 【盲人のための国際シンボルマーク】 所管：社会福祉法人日本盲人福祉委員会 視覚障害のある人の安全やバリアフリーを考慮した建物、設備、機器に表示する世界共通のマーク。このマークを見かけた場合には、視覚障害のある人の利用への配慮が必要。
 【身体障害者標識】 所管：警察庁 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示する。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は道路交通法の規定により罰せられる。	 【聴覚障害者標識】 所管：警察庁 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示する。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は道路交通法の規定により罰せられる。
 【耳マーク】 所管：一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、口元を見せてゆっくり、はっきり話す、筆談でやり取りするなど、特性に応じたコミュニケーションの方法に配慮する必要がある。	 【ヒアリングループマーク】 所管：一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 補聴器や人工内耳に内蔵されている磁気誘導コイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマーク。 施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを示し、利用を促す。



【手話マーク】

所管：一般財団法人全日本ろうあ連盟

耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、交通機関の窓口や店舗等、手話による対応ができるところが提示する。



【筆談マーク】

所管：一般財団法人全日本ろうあ連盟

耳が聞こえない人、音声言語障害のある人、知的障害のある人等が筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、交通機関の窓口や店舗等、手話による対応ができるところが掲示する。



【白杖SOSシグナル】普及啓発シンボルマーク

所管：岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマーク。



【ほじょ犬マーク】

所管：厚生労働省

身体障害者補助犬法の啓発のためのマーク。
身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬をいう。身体障害者補助犬法では、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務がある。



【オストメイトマーク】

所管：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

オストメイト(人工肛門・人工膀胱を造設している人)のための設備があること及びオストメイトであることを表すマーク。

対応トイレや案内板に表示される。



【ハート・プラスマーク】

所管：特定非営利活動法人ハート・プラスの会
「身体内部に障害のある人」を表す。

内部障害は外見からは分かりにくいいため、障害の存在を示し、理解を得るためのマーク。



【ヘルプマーク】

所管:東京都福祉保健局障害者施策推進部

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、又は妊娠初期の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク。



【ヘルプカード】

所管:千葉県健康福祉部障害者福祉推進課

「ヘルプマーク」を表示したカード。

災害時、緊急時又は日常生活の中で、困ったとき等に周囲の人に手助けを求めることができる。

Ⅳ その他の活動状況

1 広域専門指導員等連絡調整会議の開催

広域専門指導員は、さまざまな障害特性を有する人から、福祉関係にとどまらず、雇用や教育、医療など多岐にわたる相談を受けており、常に関連分野の新しい情報の把握と相談支援のための知識・技術の向上に努める必要がある。このことから、事務担当者も含めて、相談に関わる職員を対象として、広域専門指導員等連絡調整会議を開催した（原則毎月第3火曜日午前10時から午後4時）。開催状況は下記のとおり。

広域専門指導員等連絡調整会議開催状況

日 程 会 場	内 容	出席者
4月25日（火） 千葉市文化センター	・啓発活動及び研修会についての協議 ・事例検討	広域専門指導員 16人 事務担当職員 8人
5月23日（火） 千葉県文書館	・地域開催についての協議 ・事例検討	広域専門指導員 16人 事務担当職員 5人
6月20日（火） 千葉県文書館	・地域開催についての協議 ・事例検討	広域専門指導員 16人 事務担当職員 5人
7月10日（月） （グループ2） 7月11日（火） （グループ3） 7月27日（木） （グループ1）	<グループ2> ・千葉県立銚子特別支援学校の施設見学 ・事例検討 <グループ3> ・介助犬訓練施設である社会福祉法人日本介助犬福祉協会の施設見学 ・事例検討 <グループ1> ・JR 柏駅前で啓発活動 ・「柏市権利擁護の現状と課題」 講師：柏市福祉部障害福祉課	広域専門指導員 事務担当職員
9月25日（月） 千葉市文化センター	・上半期活動報告 ・事例検討	広域専門指導員 15人 事務担当職員 6人

10月25日(水) 千葉県自治体職員福祉センター	・「障害のある人の住まい探しに係る支援について」 講師：千葉県県土整備部都市整備局住宅課 ・事例検討	広域専門指導員 15人 事務担当職員 5人
11月24日(金) 千葉県自治体職員福祉センター	・1月の地域開催について内容の検討 ・事例検討	広域専門指導員 12人 事務担当職員 5人
12月25日(月) 千葉県自治体職員福祉センター	・1月の地域開催について内容の検討 ・事例検討	広域専門指導員 15人 事務担当職員 7人
1月10日(水) (グループ2) 1月15日(月) (グループ1) 1月30日(火) (グループ3)	<グループ2> ・金刀比羅神社の参道にて啓発活動 ・事例検討 <グループ1> ・「障害のある人の地域福祉支援について」及び施設見学 講師：社会福祉法人 八千代翼友福祉会 理事長 奥山直廣 氏 ・「八千代市障害者差別解消(法)の取り組みについて」 講師：八千代市障害者支援課 ・事例検討 <グループ3> ・JR千葉駅東口にて啓発活動 ・事例検討	広域専門指導員 事務担当職員
2月19日(月) 千葉県自治体職員福祉センター	・下上半期の活動報告 ・事例検討	広域専門指導員 16人 事務担当職員 7人
3月15日(金) 千葉市文化センター	・「発達・精神障害のある方への相談対応等について」 講師：地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院 小児科部長 仙田 昌義 氏 ・事例検討	広域専門指導員 15人 事務担当職員 7人

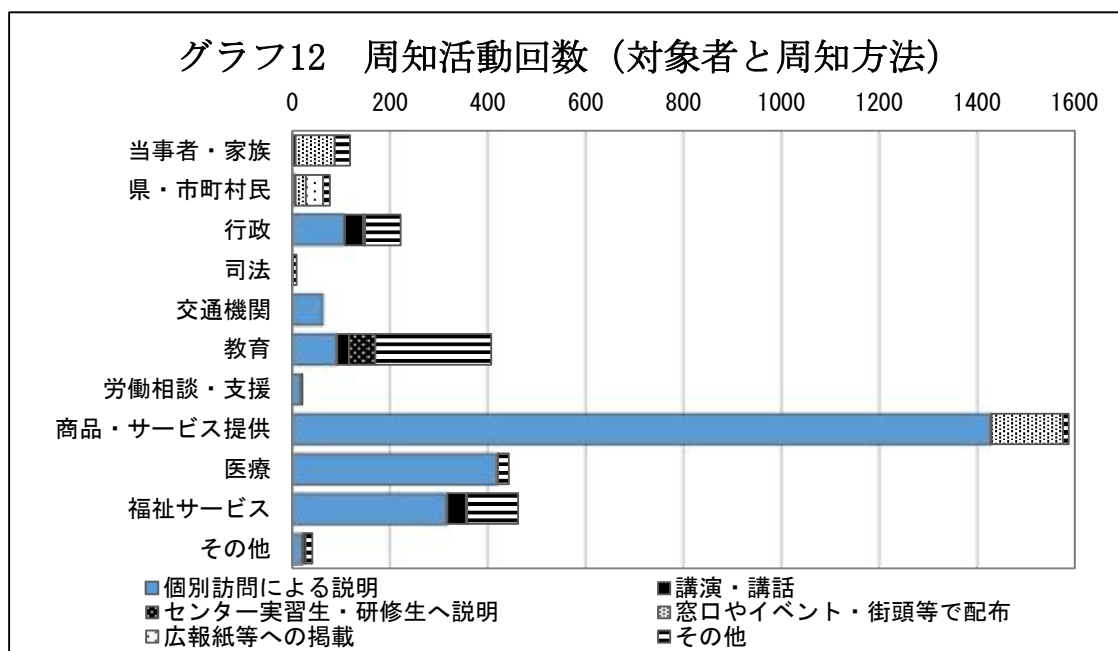
*出席者数に県障害者福祉推進課職員は含んでいない。

2 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくりのための周知活動

広域専門指導員は、差別をなくすための取組として、障害者条例の周知活動を行っている。

県障害者福祉推進課で作成したリーフレット等を広報媒体として、福祉事業者等への個別訪問等を中心に令和5年度は3,452回の活動を実施した。

対象者と周知方法は、グラフ12のとおり。



この活動は、障害者条例を周知するだけでなく、広域専門指導員の名前と顔を知ってもらい、気軽に相談を持ちかけてもらえるような関係を作ることを目指した活動としても位置付けている。

地域等に出向き、障害のある人やその家族、職員に対して障害者条例の周知を図るほか、医療機関や公共交通機関の職員、スーパーマーケットの店員など障害のある人が地域生活の場で接することが多い人たちに対し、機会をとらえて障害者条例の説明や周知を行っている。

また、広く県民に周知を図るため、広報紙への掲載や公民館等に出向くなど、障害への理解を促す活動を継続している。

- ・周知用のチラシ、パンフレット、カード等

しょうがい ひと りかい ひろ
障害のある人への理解を広げよう！
しょうがい ひと ちいき ひと く
～障害のある人が地域でその人らしく暮らせる
共生社会の構築を目指して～

しょうがい ひと
障害のある人
の差別に関する
相談窓口は
表面を見てね。



しょうがいしゃ さべつ
障害者差別って？
不当な差別的取り扱い

きちんとした理由もないのに障害があるということでサービスなどの提供を断ったり、制限したり、障害のない人には付けない条件を付けること。
●車いすを利用していることで、タクシーやバス、電車に乗せてもらえない。
●盲導犬を連れていくことで、飲食店で食事させてもらえない。

ごうりきはいりょ
合理的配慮をしないこと

障害のある人から、手助けや心配りを求めていると言われた場合に、負担が重すぎないに問わず、対応しないこと。
●代替可能な資格であるが、視覚障害のある人が代筆を依頼しても対応しない。
●窓口で視覚障害のある人が手話通話者の関与を求めたが、拒否された。

ちばけん
千葉県

しょうがい ひと りかい ひろ
障害のある人に対する理解を広げよう

「障害者差別解消法」をご存知ですか？

正確には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。障害のある人もない人も障害によって分け隔てられることなく、お互いに人格や個性を尊重し合い、共に生きる社会をつくることを目指して作られました。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止しています。

千葉県には障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例があります

障害者差別解消法に先立ち、千葉県には「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（以下「障害者条例」という）」があります。この障害者条例と障害者差別解消法を通じて、障害のある人に対する様々な差別の解消を進め、誰もが暮らしやすい千葉県づくりを進めていきましょう。

千葉県

マンガでわかる
しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう
障害者差別解消法
～障害のある人に対する差別と望ましい配慮～



千葉県健康福祉部障害者福祉推進課

障害を理由とした差別について相談できます

千葉県には、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例があり、「専門の相談員」があなたの相談に応じます。事業者の方も相談できます。

FAXメールは裏面を見てね。

相談先(圏域) 受付時間 月～金曜日 9時～17時(祝日・年末年始除く)

千葉 043-292-1317	船橋 047-424-0167	習志野 047-474-1389
市川 047-377-8854	松戸 047-361-2346	柏 04-7179-1088
野田 04-7123-4418	印旛 043-486-5991	香取 0478-52-3613
海浜 0479-70-1825	山武 0475-54-3556	長生 0475-26-1510
夷隅 0470-73-4630	安房 0470-23-6900	君津 0438-23-6603
市原 0436-24-2387		

※ 我孫子市からの相談は、柏圏域が担当します。

FAX

千葉 043-291-8488	船橋 043-291-8488	習志野 047-475-5122
市川 047-379-6623	松戸 047-367-7554	柏 04-7165-2423
野田 04-7124-2878	印旛 043-486-2777	香取 0478-54-5407
海浜 0479-73-3709	山武 0475-52-0274	長生 0475-24-3419
夷隅 0470-73-0904	安房 0470-23-6694	君津 0438-25-4587
市原 0436-22-8068		

メールアドレス
sjourei@pref.chiba.lg.jp

※電話での相談が困難な方は、FAXまたは電子メールにてご相談ください。

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課 発行

V 今後の課題

令和3年5月、障害者差別解消法の一部改正により、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化され、令和6年4月に施行されたことから、民間事業者や障害のある人からの相談に適切に対応していく必要がある。

このことから千葉県障害者条例に基づく相談・周知活動を更に充実させるためには下記の課題がある。

1 障害者差別解消法に基づく市町村地域協議会との連携

令和6年4月1日現在、54市町村のうち50市町村（93%）が地域協議会を設置し、うち30市町村（60%）において広域専門指導員がその構成員になっており、広域専門指導員を構成員としている市町村は増加している。相談対応を適切に行うためには、未設置の4市町や広域専門指導員が構成員になっていない20市町村の地域協議会と日頃から地域の状況を情報共有するなど、連携していく必要がある。

2 障害者差別解消法及び千葉県障害者条例についての周知活動

民間事業者が適切に障害のある人に対する合理的配慮を提供できるよう、改正法の内容や国から示されている分野ごとの対応指針について、引き続き周知していく必要がある。

併せて、千葉県障害者条例についても広域専門指導員や地域相談員の活動等を通して引き続き周知していく必要がある。

3 地域相談員と広域専門指導員との連携

近年対応に苦慮するケースが増えていることから、専門性の高い地域相談員を早い段階で介入させるなど地域相談員と広域専門指導員が情報共有を図り、さらに積極的に連携して活動していく必要がある。

4 相談員の資質向上

対応が困難な相談に適切に対応することができるよう、障害者差別解消法や千葉県障害者条例、様々な障害特性等について理解を深めるための研修を行うなど、引き続き相談員の資質を向上させる必要がある。

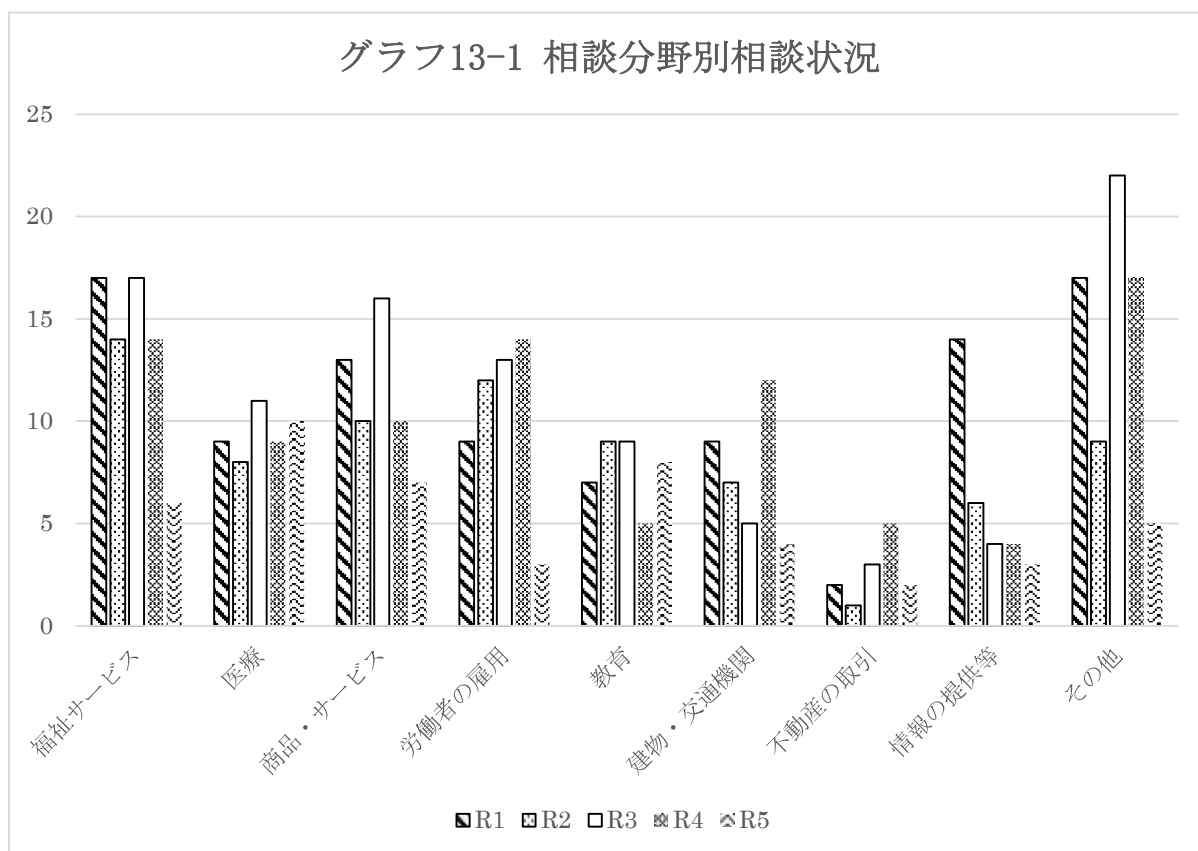
Ⅵ 年度別相談受付状況

1 相談分野別取扱件数

分野 \ 年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
福祉サービス	67	67	43	41	42	32	25	24	21	23	22	15	17	14	17	14	6	490
医療	29	14	9	24	21	14	6	6	14	26	9	11	9	8	11	9	10	230
商品・サービス	24	24	26	24	24	12	14	18	10	25	17	8	13	10	16	10	7	282
労働者の雇用	43	34	38	27	24	27	21	18	9	20	11	12	9	12	13	14	3	335
教育	13	20	15	16	9	12	14	13	12	8	13	6	7	9	9	5	8	189
建物・交通機関	37	39	24	22	11	9	17	12	16	18	18	16	9	7	5	12	4	276
不動産の取引	8	8	7	11	1	4	4	4	8	10	3	2	2	1	3	5	2	83
情報の提供等	14	7	3	9	4	3	0	4	6	14	5	4	14	6	4	4	3	104
その他	60	50	68	57	60	80	54	42	42	46	34	18	17	9	22	17	5	681
合計	295	263	233	231	196	193	155	141	138	190	132	92	97	76	100	90	48	2,670

(注) 19年度については、7月からの実績となる。

(注) その他には、虐待に関する相談や家族、近隣住民等から受けた差別相談を計上している。



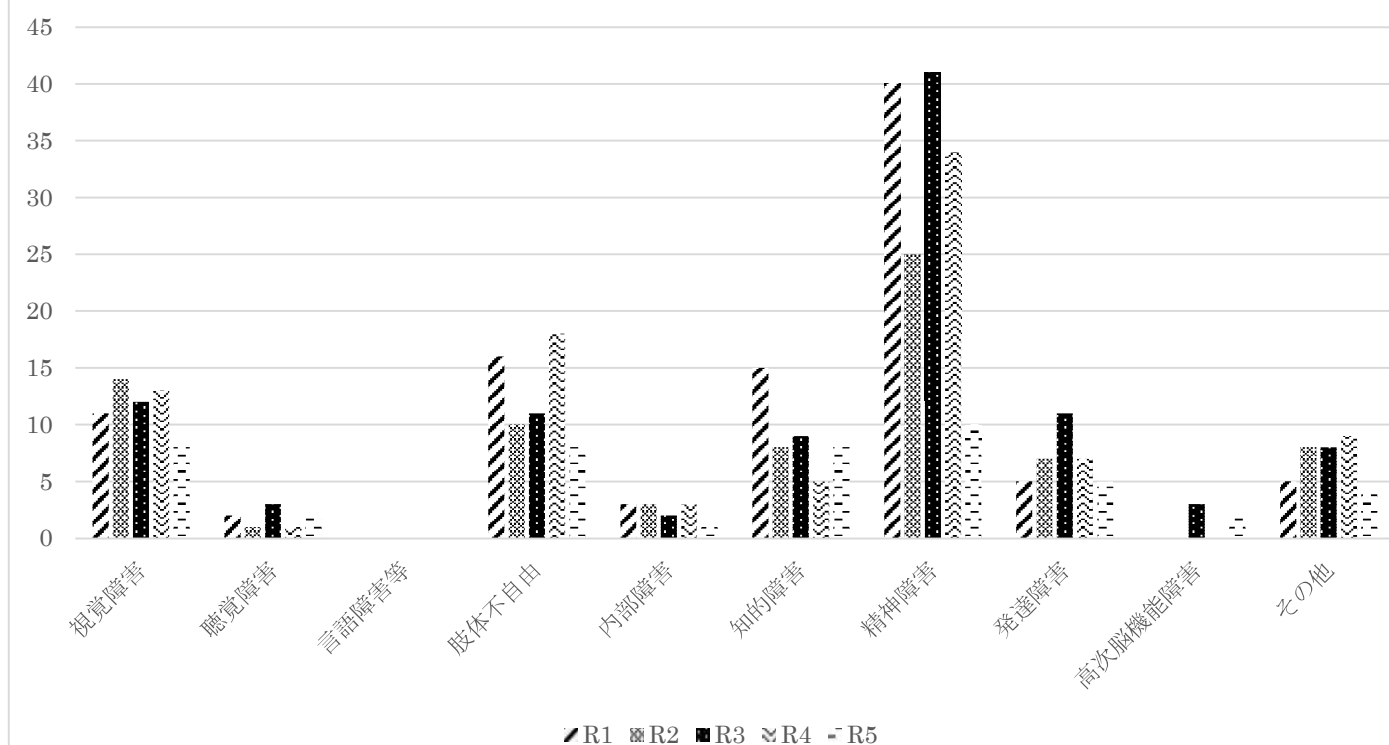
2 障害種別取扱件数

年度 障害種別	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
視覚障害	36	31	16	15	12	4	11	11	10	8	8	4	11	14	12	13	8	224
聴覚障害	10	20	7	14	4	10	3	7	5	19	6	4	2	1	3	1	2	118
言語障害等	6	3	1	0	2	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	15
肢体不自由	68	62	60	44	35	27	38	23	27	27	26	18	16	10	11	18	8	518
内部障害	10	5	4	6	11	8	10	5	8	7	4	1	3	3	2	3	1	91
知的障害	40	47	36	41	22	40	22	23	12	33	15	16	15	8	9	5	8	392
精神障害	88	66	76	90	82	77	52	53	53	72	49	39	40	25	41	34	10	947
発達障害	20	16	18	11	17	13	14	14	12	14	17	9	5	7	11	7	5	210
高次脳機能障害	1	2	6	2	1	4	1	1	1	2	2	1	0	0	3	0	2	29
その他	16	11	9	8	10	10	3	4	8	8	5	0	5	8	8	9	4	126
合計	295	263	233	231	196	193	155	141	138	190	132	92	97	76	100	90	48	2,670

(注) 19年度については、7月からの実績となる。

(注) その他には主な種別で分けることができない重複障害等を含んでいる。

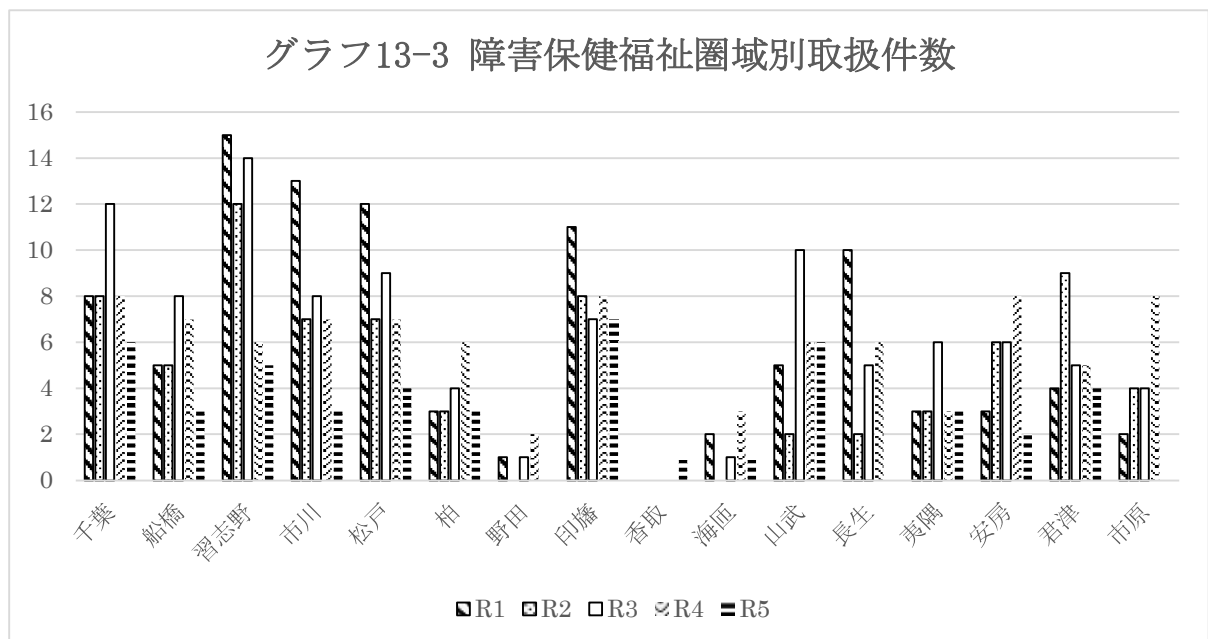
グラフ13-2 障害種別取扱件数



3 障害保健福祉圏域別取扱件数

年度 圏域	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
千葉	64	37	17	26	14	19	19	6	8	22	9	11	8	8	12	8	6	294
船橋	44	19	28	19	20	13	8	9	13	12	7	8	5	5	8	7	3	228
習志野	19	23	19	13	16	11	6	16	18	14	10	3	15	12	14	6	5	220
市川	15	24	17	22	17	17	19	20	20	35	17	7	13	7	8	7	3	268
松戸	15	19	14	16	15	15	19	23	19	32	28	10	12	7	9	7	4	264
柏	16	8	21	20	9	9	15	9	10	12	15	10	3	3	4	6	3	173
野田	21	21	13	8	5	5	3	2	1	1	0	0	1	0	1	2	0	84
印旛	18	13	9	19	16	13	16	14	4	16	5	5	11	8	7	8	7	189
香取	10	5	12	7	5	4	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	48
海匝	7	7	5	3	3	6	9	6	9	4	2	0	2	0	1	3	1	68
山武	5	8	3	10	9	15	6	4	3	3	5	3	5	2	10	6	6	103
長生	9	11	14	15	17	15	4	6	6	3	7	7	10	2	5	6	0	137
夷隅	12	14	19	9	6	6	2	6	5	4	6	2	3	3	6	3	3	109
安房	7	28	19	16	17	20	6	3	7	15	4	8	3	6	6	8	2	175
君津	14	12	11	8	8	5	4	6	8	7	8	10	4	9	5	5	4	128
市原	18	12	8	12	17	20	18	9	7	9	9	8	2	4	4	8	0	165
県外・不明	1	2	4	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
合計	295	263	233	231	196	193	155	141	138	190	132	92	97	76	100	90	48	2,670

(注) 19年度については、7月からの実績



障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

平成十八年十月二十日条例第五十二号

改正 平成十九年十二月二十一日条例第七十八号

改正 平成二十四年三月二十三日条例第二十二号

改正 平成二十八年三月二十五日条例第三十号

目次

前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 差別の事案の解決

第一節 差別の禁止（第八条―第十一条）

第二節 地域相談員等（第十二条―第十九条）

第三節 解決のための手続（第二十条―第二十八条）

第三章 推進会議（第二十九条・第三十条）

第四章 理解を広げるための施策（第三十一条・第三十二条）

第五章 雑則（第三十三条―第三十六条）

附則

障害のある人もない人も、誰もが、お互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らすことのできる社会こそ、私たちが目指すべき地域社会である。

このような地域社会を実現するため、今、私たちに求められているのは、障害のある人に対する福祉サービスの充実とともに、障害のある人への誤解や偏見をなくしていくための取組である。

この取組は、障害のある人に対する理解を広げる県民運動の契機となり、差別を身近な問題として考える出発点となるものである。そして、障害のあるなしにかかわらず、誰もが幼いころから共に地域社会で生きるという意識を育むのである。

すべての県民のために、差別のない地域社会の実現と、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人生を尊重し合う千葉県づくりを目指して、ここに障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくするための取組について、基本理念を定め、県、市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進し、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を図り、もって現在及び将来の県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害及び同条第二号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。

- 2 この条例において「差別」とは、次の各号に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置（以下「合理的な配慮に基づく措置」という。）を行わないことをいう。
- 一 福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
 - イ 障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。
 - ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
 - 二 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
 - イ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
 - ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。
 - 三 商品又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
 - 四 労働者を雇用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
 - イ 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
 - ロ 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること。
 - ハ 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること。
 - 五 教育を行い、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
 - イ 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。
 - ロ 本人若しくはその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六

号) 第十六条に規定する保護者をいう。以下同じ。) の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校(同法第一条に規定する学校をいう。) を決定すること。

六 障害のある人が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

七 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

八 情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

一部改正〔平成一九年条例七八号・二四年二二号〕

(基本理念)

第三条 すべて障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしく、地域で暮らす権利を有する。

2 障害のある人に対する差別をなくす取組は、差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行われなければならない。

3 障害のある人に対する差別をなくす取組は、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力することにより、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくるべきことを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施するものとする。

(県と市町村との連携)

第五条 県は、市町村がその地域の特性に応じた、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、市町村と連携するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必

要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（県民の役割）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、障害のあることによる生活上の困難を周囲の人に対して積極的に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町村が実施する、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第七条 知事は、県の財政運営上可能な範囲内において、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第二章 差別の事案の解決

第一節 差別の禁止

全部改正〔平成二四年条例二二号〕

（差別の禁止）

第八条 何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。ただし、不利益取扱いをしないこと又は合理的な配慮に基づく措置を行うことが、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合においては、この限りでない。

第九条から第十一条まで 削除

削除〔平成二四年条例二二号〕

第二節 地域相談員等

第十二条及び第十三条 削除

削除〔平成二四年条例二二号〕

（相談業務の委託）

第十四条 知事は、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者その他第三十条第一項各号に掲げる分野に関し優れた識見を有する者のうち適当と認める者に委託して、差別に該当する事案（以下「対象事案」という。）に関する相談に係る業務を行わせることができる。

2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）に基づき設置された千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条の三第三項に規定する身体障害者相談員又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二第三項に規定する知的障害者相談員である者に委託を行う場合は、この限りでない。

一部改正〔平成二四年条例二二号〕

（業務遂行の原則）

第十五条 前条第一項に規定する業務を行う相談員（以下「地域相談員」という。）は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその業務を行わなければならない。

2 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務を終了した後も同様とする。

一部改正〔平成二四年条例二二号〕

（広域専門指導員）

第十六条 知事は、次の各号に掲げる職務を適正かつ確実に行うことができると認められる者を、千葉県行政組織条例第十七条第四項に規定する健康福祉センターの所管区域及び保健所を設置する市の区域ごとに、広域専門指導員として委嘱することができる。

- 一 地域相談員に対し、専門的な見地から業務遂行に必要な技術について指導及び助言を行うこと。
- 二 対象事案に関する相談事例の調査及び研究に関すること。
- 三 第二十二條第二項に規定する調査に関すること。

2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ調整委員会の意見を聴かなければならない。

（指導及び助言）

第十七条 地域相談員は、対象事案に係る相談について、必要に応じ、広域専門指導員の指導及び助言を求めることができる。

2 広域専門指導員は、前項の求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

（協力）

第十八条 地域相談員以外の、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行うものは、知事、地域相談員及び広域専門指導員と連携し、この条例に基づく施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（職務遂行の原則）

第十九条 広域専門指導員は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその職務を行わなければならない。

2 広域専門指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第三節 解決のための手続

（相談）

第二十条 障害のある人、その保護者又はその関係者は、対象事案があると思うときは、地域相談員に相談することができる。

2 地域相談員は、前項の相談を受けたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- 一 関係者への必要な説明及び助言並びに関係者間の調整
- 二 関係行政機関の紹介
- 三 法律上の支援（民事上の事件に限る。）の制度に関するあっせん
- 四 関係行政機関への前項の相談に係る事実の通告
- 五 虐待に該当すると思われる事実の通報
- 六 次条に規定する助言及びあっせんの申立ての支援

（助言及びあっせんの申立て）

第二十一条 障害のある人は、対象事案があると思うときは、知事に対し、調整委員会が当該対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

2 障害のある人の保護者又は関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前各項の申立ては、その対象事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。

一 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができる事案であって行政庁の行う処分取消し、撤廃又は変更を求めるものであること。

二 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から三年を経過しているものであること（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

三 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。

一部改正〔平成二八年条例三〇号〕

（事実の調査）

第二十二條 知事は、前条第一項又は第二項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 知事は、前条第一項又は第二項の申立てについて必要があると認める場合には、広域専門指導員に必要な調査を行わせることができる。

3 関係行政機関の長は、第一項の規定により調査の協力を求められた場合において、当該調査に協力することが、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持（以下「公共の安全と秩序の維持」という。）に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該調査を拒否することができる。

4 関係行政機関の長は、第一項の規定による調査に対して、当該調査の対象事案に係る事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該調査を拒否することができる。

（助言及びあっせん）

第二十三條 知事は、第二十一条第一項又は第二項に規定する申立てがあったときは、調整委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について審理を求めるものとする。

2 調整委員会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、当該助言又はあっせんに係る障害のある人、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 関係行政機関の長は、前項に規定する出席による説明若しくは意見の陳述又は資料の提出（以下「説明等」という。）を求められた場合において、当該説明等に応じることが、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該説明等を拒否することができる。

4 関係行政機関の長は、説明等の求めに対して、当該対象事案について事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該説明等の求めを拒否することができる。

（勧告等）

第二十四條 調整委員会は、前条第一項に規定する助言又はあっせんを行っ

た場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、知事に対して当該差別を解消するよう勧告することを求めることができる。

2 知事は、前項の求めがあった場合において、差別をしたと認められる者に対して、当該差別を解消するよう勧告することができる。この場合において、知事は、前項の求めを尊重しなければならない。

3 知事は、正当な理由なく第二十二條第一項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告するものとする。

4 知事は、関係行政機関に対し第二項に規定する勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に対してその旨を通知しなければならない。この場合において、当該行政機関の長が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めて通知したときは、知事は、当該勧告をしないものとする。

（意見の聴取）

第二十五條 知事は、前條第二項又は第三項の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

（訴訟の援助）

第二十六條 知事は、障害のある人が、差別をしたと認められるものに対して提起する訴訟（民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百七十五條第一項の和解及び労働審判法（平成十六年法律第四十五号）による労働審判手続を含む。以下同じ。）が第二十三條第一項に規定する助言又はあっせんの審理を行った事案に係るものである場合であって、調整委員会が適当と認めるときは、当該訴訟を提起する者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助をすることができる。

（貸付金の返還等）

第二十七條 前條の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該貸付金を返還しなければならない。ただし、知事は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、相当の期間、貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

（秘密の保持）

第二十八條 調整委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第三章 推進会議

（設置）

第二十九條 県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、障害のある人及びその支援を行う者、次條第一項に規定する分野における事業者、障害のある人に関する施策又は人権擁護に関し専門的知識を有する者並びに県の職員からなる会議（以下「推進会議」という。）を組織するものとする。

2 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(分野別会議)

第三十条 推進会議に、次の各号に掲げる分野ごとの会議（以下「分野別会議」という。）を置くものとする。

- 一 福祉サービス、医療及び情報の提供等の分野
- 二 商品及びサービスの提供の分野
- 三 労働者の雇用の分野
- 四 教育の分野
- 五 建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野

2 分野別会議は、次の各号に掲げる事項に関し協議を行うものとする。

- 一 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する差別の状況についての共通の認識の醸成に関する事。
- 二 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための、構成員によるそれぞれの立場に応じた提案に基づく具体的な取組に関する事。
- 三 前号に規定する取組の実施の状況に関する事。
- 四 調整委員会と連携して行う、前項各号に掲げるそれぞれの分野における差別の事例及び差別の解消のための仕組みの分析及び検証に関する事。

3 分野別会議の構成員は、基本理念にのっとり、相協力して障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組の推進に努めなければならない。

第四章 理解を広げるための施策

(表彰)

第三十一条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、基本理念にのっとり、県民の模範となる行為をしたと認められるものについて、表彰をすることができる。

2 知事は、前項の表彰をするに当たっては、調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 地域相談員及び広域専門指導員は、第一項の行為をしたと認められるものを知事に推薦することができる。

4 知事は、第一項の表彰をした場合は、その旨を公表するものとする。

(情報の提供等)

第三十二条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための民間の取組について、県民への情報の提供その他の必要な支援をすることができる。

第五章 雑則

(条例の運用上の配慮)

第三十三条 この条例の運用に当たっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項に規定する委員会及び委員の独立性並びに市町村の自主性及び自立性は、十分配慮されなければならない。

(関係行政機関の措置)

第三十四条 関係行政機関は、この条例の趣旨にのっとり、公共の安全と秩序の維持に係る事務の執行に関し、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第三十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第三十六条 第十九条第二項又は第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、同年一月一日から施行する。

（検討）

- 2 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行の状況、障害のある人の権利擁護に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について、障害及び差別の範囲、解決のための手続等を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（千葉県行政組織条例の一部改正）

- 3 千葉県行政組織条例の一部を次のように改正する。

別表第二中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）第十四条第二項、第十六条第二項及び第三十一条第二項の規定による意見を具申し、同条例第二十三条第一項の規定による助言及びあつせんを行い、同条例第二十四条第一項の規定による勧告について建議し、同条例第二十六条の規定による訴訟の援助について審議し、並びに障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策の策定及び実施に関する重要事項（同条例の解釈指針の策定を含む。）を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に建議すること。
-----------------------	--

別表第三中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	委員長 副委員長 委員	一 障害のある人 二 県議会議員 三 福祉、医療、雇用、教育、法律その他障害のある人に対する差別の解消について専門的な知識を有する者	二十人以内	二年
-----------------------	-------------------	--	-------	----

（準備行為）

- 4 第十四条第二項及び第十六条第二項の規定による意見の聴取並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成十九年十二月二十一日条例第七十八号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十三日条例第二十二号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第十四条まで及び第十五条第一項の改正規定は平成二十四年四月一日から、目次の改正規定、第二条第三項を削る改正規定並びに第二章第一節の節名及び第九条から第十一条までの改正規定は同年十月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日条例第三十号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成二十五年法律第六十五号

令和三年六月四日法律第五六号 改正

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）
- 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条—第十三条）
- 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）
- 第五章 雑則（第二十一条—第二十四条）
- 第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける

地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちこの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（この政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなら

ないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（国等職員対応要領）

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

（地方公共団体等職員対応要領）

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

（事業者のための対応指針）

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者
(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

（基本方針に関する経過措置）

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

（国等職員対応要領に関する経過措置）

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

（地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置）

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

（対応指針に関する経過措置）

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

（政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

（障害者基本法の一部改正）

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（内閣府設置法の一部改正）

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第二章の二 障害者に対する差別の禁止等

（障害者に対する差別の禁止）

第三十四条 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

第三十五条 事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

（障害者に対する差別の禁止に関する指針）

第三十六条 厚生労働大臣は、前二条の規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「差別の禁止に関する指針」という。）を定めるものとする。

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置）

第三十六条の二 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となつている事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の三 事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の四 事業主は、前二条に規定する措置を講ずるに当たっては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

2 事業主は、前条に規定する措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等に関する指針）

第三十六条の五 厚生労働大臣は、前三条の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「均等な機会の確保等に関する指針」という。）を定めるものとする。

（助言、指導及び勧告）

第三十六条の六 厚生労働大臣は、第三十四条、第三十五条及び第三十六条の二から第三十六条の四までの規定の施行に関し必要があると認めるときは、事

業主に対して、助言、指導又は勧告をすることができる。

（一般事業主の雇用義務等）

第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。次章を除き、以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならない。

発行日 令和7年2月

発行元

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

TEL 043-223-2935

FAX 043-221-3977

E-mail sjourei@pref.chiba.lg.jp